

○新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則

令和2年3月31日

規則第29号

改正 令和3年3月26日規則第22号

令和4年3月31日規則第38号

令和5年9月29日規則第62号

令和7年12月1日規則第97号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 施策の推進(第3条—第17条)

第3章 ユニバーサルデザインまちづくり審議会(第18条—第22条)

第4章 雜則(第23条・第24条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例(令和2年新宿区条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第2章 施策の推進

(都市施設)

第3条 条例第2条第2号の新宿区規則で定める施設は、別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の都市施設の欄に掲げるとおりとする。

(整備基準等)

第4条 条例第2条第4号の規則で定める事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の都市施設の欄に掲げるとおりとし、条例第8条第1項の規則で定める事項は、同表の左欄に掲げる区分に応じ同表の特定都市施設の欄に掲げるとおりとする。

区分	都市施設	特定都市施設
建築物(共同住宅等を除く。)	別表第2に定める事項	別表第4に定める事項(用途及び規模に応じ、区長が別に定

		める事項を除く。)
建築物(共同住宅等に限る。)	別表第3に定める事項	別表第5に定める事項
小規模建築物	別表第2に定める事項	別表第6に定める事項
道路	別表第7に定める事項	別表第7に定める事項
公園	別表第8に定める事項	別表第8に定める事項
公共交通施設	別表第9に定める事項	別表第9に定める事項
路外駐車場	別表第10に定める事項	別表第10に定める事項

- 2 整備基準は、別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める都市施設にあっては不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用し、その他の都市施設にあっては不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。
- 3 条例第8条第1項に規定する遵守基準(以下「遵守基準」という。)は、別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める特定都市施設(同条第1項に規定する特定都市施設をいう。以下同じ。)の改修(同条第1項に規定する改修をいう。第11条第4項第2号及び別表第1を除き、以下同じ。)をする場合にあっては、次に掲げる部分(第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分)について適用する。
- (1) 当該改修に係る部分
 - (2) 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から次に掲げる施設(前号に掲げる部分に設けるものに限る。)までの経路(アに掲げる施設が観覧席又は客席である場合にあっては、当該観覧席又は客席の出入口と車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子を使用する者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用ができるものとして、別表第4の11の項(1)イに掲げる基準に適合する場所(以下「車椅子使用者用部分」という。)との間の経路(以下「車椅子使用者用経路」という。)を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
 - ア 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)
 - イ 共同住宅等の各住戸
 - ウ ホテル又は旅館(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業及び旅館業法(昭和23年法律第138号)第

2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除く。別表第2の10の項第3号及び別表第4の10の項第3号オの規定により読み替えて適用する同号アにおいて同じ。)における車椅子使用者が円滑に利用することができる客室(以下「車椅子使用者用客室」という。)以外の各客室(以下「一般客室」という。)

- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所(以下「不特定多数利用便所」という。)
- (4) 第1号に掲げる部分に設ける利用居室(設けないときは、道等)から車椅子使用者が円滑に利用することができる便房(以下「車椅子使用者用便房」という。)(前号に掲げる部分に設けるものに限る。)までの経路(当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場(以下「不特定多数利用駐車場」という。)
- (6) 車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(別表第10を除き、以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)(前号に掲げる部分に設けるものに限る。)から次に掲げる施設(第1号に掲げる部分に設けるものに限る。)までの経路(当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
 - ア 利用居室(設けないときは、道等)
 - イ 一般客室

4 別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第19号に規定する特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第1号に規定する公立小学校等を除く。)その他これに類する施設以外の施設に係る前項第2号ア、第3号及び第5号並びに別表第4及び別表第6の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

5 別表第2から別表第10までの規定にかかわらず、条例第7条第1項に規定する措置と同等以上の措置が講じられていると区長が認める場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準による整備が困難であると区長が認める場合は、これらの規定を適用しないことができる。

(令7規則97・一部改正)

(特定都市施設)

第5条 条例第8条第1項の規則で定める都市施設は、別表第1の第2欄に掲げる都市施設の区分に応じ、同表の特定都市施設の欄に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに掲げる地区、街区又は区域内において新設又は改修をしようとする都市施設は、条例第8条第1項の規則で定める都市施設とする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第3号に掲げる高度利用地区
- (2) 都市計画法第8条第1項第4号に掲げる特定街区
- (3) 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区
- (4) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条第1項の都市再生特別地区

3 前2項の規定にかかわらず、別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める特定都市施設のうち、建築基準法(昭和25年法律第201号)第3条第1項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)第142条に規定する伝統的建造物群保存地区の区域内における同法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物については、前2項の規定を適用しないものとする。

(事前協議対象施設)

第6条 条例第9条第1項の規則で定める特定都市施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第1の1 建築物の項の表の第2欄に掲げる都市施設の区分に応じ、同表の事前協議対象施設の欄に掲げる施設
- (2) 前条第2項各号に掲げる地区、街区又は区域内において別表第1の1 建築物の項に定める都市施設のうち延べ面積が2,000平方メートル以上であるものの新設又は改修(改修に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上であるものに限る。)をしようとする場合における当該地区、街区又は区域内の同条第2項に規定する都市施設(前号に掲げる施設を除く。)

(事前協議)

第7条 条例第9条第2項に規定する事前協議(以下「事前協議」という。)は、条例第10条第1項の工事に着手する日の60日前(前条第2号に掲げる施設に係る事前協議にあっては、90日前)までに、事前協議書(第1号様式)により行うものとする。

(届出)

第8条 条例第10条第1項本文及び第2項の規定による届出は、同条第1項の工事又は同条第2

項に規定する工事に着手する日の30日前までに、別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める特定都市施設にあっては特定都市施設設置工事計画(変更)届出書(建築物及び小規模建築物)(第2号様式)により、その他の特定都市施設にあっては特定都市施設設置工事計画(変更)届出書(建築物及び小規模建築物以外)(第3号様式)により行うものとする。

(軽微な変更)

第9条 条例第10条第2項の規則で定める軽微な変更は、特定都市施設の新設又は改修に係る変更のうち、適用される整備基準の変更を伴わない変更及び工事に着手する日又は工事が完了する日に係る変更とする。

(工事の完了報告)

第10条 条例第11条の規定による報告は、工事完了報告書(第4号様式)により行うものとする。

(整備基準適合証の交付等)

第11条 条例第12条第1項の規定による請求は、整備基準適合証交付請求書(第5号様式)により行うものとする。

2 区長は、前項の請求に係る都市施設が条例第12条第2項に規定する整備基準に適合していると認めるときは、速やかに、整備基準適合証交付決定通知書(第6号様式)により当該施設所有者等に対し通知するとともに、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例整備基準適合証(第7号様式。以下「適合証」という。)を交付するものとする。

3 区長は、第1項の請求に係る都市施設が条例第12条第2項に規定する整備基準に適合しないときは、速やかに、整備基準適合証不交付決定通知書(第8号様式)により、当該施設所有者等に対し通知するものとする。

4 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定による適合証の交付を受けた者からこれを返還させることができる。

(1) 虚偽の請求その他不正の手段により当該交付を受けたとき。

(2) 当該交付の対象となった都市施設が、改修等により整備基準に適合しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、適合証を返還させることが適當であると区長が認めるとき。

(身分証明書)

第12条 条例第13条第2項の身分を示す証明書は、第9号様式による。

(報告の徵収)

第13条 条例第14条の報告は、別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める特定都市施設にあっては特定都市施設適合状況報告書(建築物及び小規模建築物)(第10号様式)により、その他の特定都市施設にあっては特定都市施設適合状況報告書(建築物及び小規模建築物以外)(第11号様式)により行うものとする。

(勧告)

第14条 区長は、条例第16条第1項の規定による勧告をするときは、第12号様式による勧告書を交付するものとする。

2 区長は、条例第16条第2項の規定による勧告をするときは、第13号様式による勧告書を交付するものとする。

(公表)

第15条 条例第17条第1項の規定による公表(以下「公表」という。)は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 公表の対象となる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第16条第1項又は第2項の規定による勧告(以下「勧告」という。)を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告を受けた者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (3) 勧告の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(意見陳述等の機会の付与)

第16条 条例第17条第2項の意見を述べ、証拠を提示する機会(以下「意見陳述等の機会」という。)におけるその方法は、区長が口頭で行うことを認めた場合を除き、当該意見及び証拠を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出する方法とする。

2 区長は、条例第17条第2項の規定により意見陳述等の機会を与えるときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述等を認めた場合にあっては、その日時)までに相当の期間をおいて、勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により通知するものとする。

- (1) 公表を行おうとする内容
- (2) 公表の根拠となる条例等の条項
- (3) 公表の原因となる事実
- (4) 意見書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述等を認めた場合にあっては、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

- 3 前項の規定による通知を受けた者(以下「当事者」という。)又はその代理人は、やむを得ない事情があるときは、区長に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。
- 4 区長は、前項の規定による申出があったときは、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めたときは、職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。
- 6 第3項の代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに区長に提出しなければならない。
- 7 区長は、当事者又はその代理人に口頭による意見陳述等を行わせたときは、当該意見陳述等の要旨を記載した書面を作成するものとする。
- 8 区長は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は出頭すべき日時に出頭しなかったときは、条例第17条第1項に規定する要件に該当するものとみなして、公表を行うことができる。

(書類等の提出部数等)

第17条 次に掲げる書類(これらの書類に添付すべき関係書類等を含む。)の提出部数は、それぞれ正本1部(第1号に掲げる書類にあっては、2部)及び副本1部とする。

- (1) 事前協議書
 - (2) 特定都市施設設置工事計画(変更)届出書(建築物及び小規模建築物)
 - (3) 特定都市施設設置工事計画(変更)届出書(建築物及び小規模建築物以外)
 - (4) 工事完了報告書
 - (5) 整備基準適合証交付請求書
 - (6) 特定都市施設適合状況報告書(建築物及び小規模建築物)
 - (7) 特定都市施設適合状況報告書(建築物及び小規模建築物以外)
- 2 前項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる書類には、次に掲げる書類及び図書(同項第5号に掲げる書類にあっては、第2号に掲げる図書)のうち、当該特定都市施設の区分に応じ該当するものを添付しなければならない。
 - (1) 別表第1の3 道路の項に定める特定都市施設を除き、第14号様式から第21号様式までによる特定都市施設整備項目表
 - (2) 別表第11に定める図書

第3章 ユニバーサルデザインまちづくり審議会

(組織)

第18条 条例第19条第1項に規定する審議会(以下「審議会」という。)の委員の数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 5名以内
- (2) 区民 3名以内
- (3) 地域団体の構成員 6名以内
- (4) 事業者(法人その他の団体にあっては、その構成員) 6名以内

(会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 5 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(部会)

第21条 部会は、条例第20条第1項に規定する委員のうちから、会長が指名する者をもって組織する。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。
- 3 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、並びに部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、部会の運営について準用する。この場合において、同項ただし書中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、都市計画部景観・まちづくり課が担当する。

第4章 雜則

(公共的団体)

第23条 条例第22条第1項の規則で定める公共的団体は、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第3編第3章に定める地方公共団体の組合とする。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に

定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2章及び第23条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日規則第22号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年4月30日までの間に新設又は改修の工事に着手した新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例(令和2年新宿区条例第13号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第12条第1項に規定する整備基準適合証の交付については、当該施設の完成の日から起算して60日以内に同項の規定による交付の請求があった場合には、この規則による改正後の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 条例第16条第2項の規定による勧告において勘案する条例第2条第4号に規定する整備基準(以下「整備基準」という。)は、施行日前にこの規則による改正前の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第7条に規定する事前協議又は改正前の規則第8条の届出があった条例第8条第1項に規定する特定都市施設については、改正前の規則に定める整備基準とする。

附 則(令和5年9月29日規則第62号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して30日を経過する日までに新設又は改修の工事に着手した新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例(令和2年新宿区条例第13号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第12条第1項に規定する整備基準適合証の交付については、当該施設の完成の日から起算して60日以内に同項の規定による交付の請求があった場合には、この規則による改正後の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 条例第16条第2項の規定による勧告において勘案する条例第2条第4号に規定する整備基準(以下「整備基準」という。)は、施行日前にこの規則による改正前の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第7条に規定する事前協議又は改正前の規則第8条の届出があった条例第8条第1項に規定する特定都市施設については、改正前の規則に定める整備基準とする。
- 4 この規則の施行の際、改正前の規則第4号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して30日を経過する日までに新設又は改修の工事に着手した新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例(令和2年新宿区条例第13号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第12条第1項に規定する整備基準適合証の交付については、当該施設の完成の日から起算して60日以内に同項の規定による交付の請求があった場合には、この規則による改正後の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 条例第16条第2項の規定による勧告において勘案する条例第2条第4号に規定する整備基準(以下「整備基準」という。)は、施行日前に条例第9条第2項に規定する事前協議又は条例第10条第1項本文若しくは第2項の規定による届出があった条例第8条第1項に規定する特定都市施設については、この規則による改正前の新宿区ユニバーサルデザインまちづく

り条例施行規則に定める整備基準とする。

別表第1(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第13条、第17条関係)

1 建築物

区分	都市施設	特定都市施設	事前協議対象施設
1 学校等施設	(1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づくものに限る。) (2) その他これに類する施設	全ての施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
2 医療等施設	(1) 病院又は診療所(小規模建築物に該当するものを除く。) (2) 助産所(用途に供する部分の床面積(改修をしようとする場合は、当該改修に係る部分の床面積。この部及び次の部において同じ。)の合計が200平方メートル以上の施設に限る。) (3) 施術所(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。) (4) 薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。)	全ての施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
3 興行施設	(1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (2) その他これらに類する	用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上の	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル

	施設	施設	以上の施設
4 集会施設	(1) 集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。) (2) 集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(全ての集会室の床面積が200平方メートル以下の中に限る。) (3) 公会堂 (4) 公民館 (5) その他これらに類する施設	(1)及び(3)にあっては、全ての施設 (2)にあっては、用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設 (4)及び(5)にあっては、用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
5 展示施設等	(1) 展示場 (2) その他これに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
6 物品販売業を営む店舗等	(1) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。) (2) 卸売市場	(1)にあっては、全ての施設 (2)にあっては、用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設	(1)のうち、用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
7 宿泊施設	(1) ホテル又は旅館 (2) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
8 事務所	(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (2) 事務所(他の施設に附属	(1)にあっては、全ての施設 (2)にあっては、用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設	(1)のうち、用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設

	するものを除く。)	積の合計が1,000平方メートル以上の施設	設
9 共同住宅等	(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 長屋 (3) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設	
10 福祉施設	(1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	全ての施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
11 運動施設又は遊技場等	(1) 体育館、水泳場、ボーリング場又は遊技場 (2) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
12 文化施設	(1) 博物館、美術館又は図書館 (2) その他これらに類する施設	全ての施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
13 公衆浴場	公衆浴場	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
14 飲食店等	(1) 飲食店(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。) (2) キャバレー、料理店、ナ	(1)にあっては、全ての施設 (2)にあっては、用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設

	イトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	メートル以上の施設	
15 サービス店舗等	(1) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。) (2) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。) (3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。)	全ての施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
16 工業施設	(1) 工場 (2) その他これに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設	
17 車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	全ての施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設

に供するもの			
18 自動車関連施設	(1) 自動車の停留又は駐車のための施設 (2) 自動車修理工場 (3) 自動車洗車場 (4) 給油取扱所(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。) (5) 自動車教習所	(1)にあっては、用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上の施設 (2)及び(3)にあっては、用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設 (4)にあっては、全ての施設 (5)にあっては、用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設	
19 公衆便所	公衆便所	全ての施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
20 公公用歩廊	公用歩廊	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
21 地下街	(1) 地下街 (2) その他これに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
22 その他の住宅	一戸建ての住宅		
23 複合施設	前各項及び次の部に掲げる都市施設の複合建築物	用途に供する部分の床面積の合計が1,000	用途に供する部分の床面積の合計が

	平方メートル以上の 施設	2,000平方メートル 以上の施設
--	-----------------	----------------------

2 小規模建築物

区分	都市施設	特定都市施設
1 医療等施設	(1) 診療所(患者の収容施設を有しないものであって、用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。) (2) 助産所(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。) (3) 施術所(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。) (4) 薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。)	全ての施設
2 物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。)	全ての施設
3 飲食店	飲食店(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。)	全ての施設
4 サービス店舗等	(1) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。) (2) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用途に供する営業所(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。) (3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。)	全ての施設
5 自動車関連施設	給油取扱所(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。)	全ての施設

3 道路

区分	都市施設	特定都市施設
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路	全ての施設

4 公園

区分	都市施設	特定都市施設
公園等	<p>(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園(以下「都市公園」という。)</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条の児童遊園(以下「児童遊園」という。)</p> <p>(3) 地方公共団体が設置する公園(都市公園及び児童遊園を除く。)</p> <p>(4) 国及び地方公共団体以外の者が都市計画法第59条第4項の認可を受けて行う都市計画事業による公園</p> <p>(5) 庭園(寺社等、美術館、博物館等又は冠婚葬祭施設等に附属するものを除く。)</p> <p>(6) 動物園及び植物園(大学、研究所等が学術研究を目的として設置するものを除く。)</p> <p>(7) 遊園地</p> <p>(8) その他これらに類する施設</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する施設のうち、整備基準への適合が困難であると区長が認めるものについては、この限りでない。</p> <p>ア　工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関し、文化財保護法、都市計画法その他の法令又は条例の規定の適用があるもの</p> <p>イ　山地・丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの</p> <p>ウ　自然環境を保全する必要がある場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要が</p>	全ての施設

	ある場所に設けるもの エ (2)から(5)までにおいて、著しく狭小な敷地に設けるもの	
--	-----------------------------------------------	--

5 公共交通施設

区分	都市施設	特定都市施設
公共交通施設	(1) 鉄道の駅 (2) 軌道の停留場 (3) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル	全ての施設

6 路外駐車場

区分	都市施設	特定都市施設
路外駐車場(建築物及び小規模建築物に該当するものを除く。)	駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(建築物及び小規模建築物に該当するもの並びに特殊装置のみを用いるものを除く。)	駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上の施設

別表第2 建築物(共同住宅等を除く。)及び小規模建築物に関する整備基準(都市施設)(第4条関係)(令4規則38・令5規則62・令7規則97・一部改正)

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	(1) 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上(エに掲げる場合にあっては、その全て)は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路(別表第10を除き、以下「移動等円滑化経路等」という。)にしなければならない。 ア 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等(以下「利用居室等」という。)を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路 (当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。) イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。)を設ける場合 利用居室等(設けないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路 (当該利用居室等

	<p>が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p> <p>エ 建築物が公用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公用歩廊又はその敷地に設ける部分に限る。)</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋外へ通ずる出入口(移動等円滑化経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の一を除く。)の1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること(イに掲げるもの並びにエレベーターの籠(人を乗せ、昇降する部分をいう。以下同じ。)及び昇降路の出入口に設けるものを除く。)。</p> <p>イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
3 廊下等	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 階段の上下端に近接する廊下等の部分又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等</p>

	<p>(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起を設け、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することができるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 授乳及びおむつ交換をすることができる場所を1以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近にその旨の表示を行うこと(他に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。)。</p>
4 階段	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 踊り場を含めて、手すりを設けること。</p> <p>イ 手すりの端部の付近には、階段が通ずる場所を示す点字を表記すること。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。</p> <p>オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>カ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合においては、この限りでない。</p>

	<p>キ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 跡上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) (2)の規定は、6の項(1)に掲げる基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。</p>
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるもの</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p>

	<p>ア 幅は、階段に代わるものにあっては140センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。</p>
6 エレベーター及びその乗降ロビー	<p>移動等円滑化経路等を構成するエレベーター(次の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 籠は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。</p> <p>(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、当該エレベーターを設置する建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 籠の内部については、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 幅は、140センチメートル以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用することができる機種を採用する場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 当該エレベーターを設置する建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、幅は、160センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用することができるもの又は15人乗りの寝台用エレベーターを設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。また、当該エレベーターの付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落を防止するための対策を講ずるものとする。</p> <p>(5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作すること。</p>

	<p>とができる構造の制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)を設けること。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの</p> <p>(6) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(7) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(8) その他高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造とすること。</p>
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	<p>移動等円滑化経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に掲げるものをいう。)は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に定めるものとすること。 (2) 籠の幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。 (3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。</p>
8 便所	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の数は、これらの者が利用する階(次に掲げる階を除く。)の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。</p> <p>(ア) 直接地上へ通ずる出入口がある階であって、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p> <p>(イ) 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の</p>

床面積が著しく小さい階、不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

イ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。

ウ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

- (2) (1)に規定する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。
- (3) (1)の規定により(1)に規定する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（アに規定する場合にあっては、アに定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイに規定する場合に該当するときは、この限りでない。

ア 当該階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける(1)に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該便所の数とする。

(ア) 便所設置階の床面積が1万平方メートルを超え、4万平方メートル以下の場合 2

(イ) 便所設置階の床面積が4万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に2万分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がない場合

は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (ア) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口がある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- (イ) 便所設置階の(1)に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の(1)に規定する便所に設ける場合
- (ウ) 次の i 又は ii に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれ i 又は ii に定める場合
- i 男子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(1)に規定する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、ア(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- ii 女子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(1)に規定する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、ア(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- (エ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)(1,000平方メートル未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける(1)に規定する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)に(3)本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(イ(ア)に規定する施設がイ(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅

子使用者用便房) の数を差し引いた数) 以上の車椅子使用者用便房
(当該車椅子使用者用便房 (男子用の(1)に規定する便所及び女子用
の(1)に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。) に男子用及
び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者
用便房) を設ける場合

ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。

(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確
保されていること。

(ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けるこ
と。

(エ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便
房の設備及び機能を表示すること

(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所の
うち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗
器具を設けた便房を1以上 (当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合
にあっては、それぞれ1以上) 設けなければならない。

(5) (2)から(4)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便
所のうち1以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設
備を設けた便房を1以上 (当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合に
あっては、それぞれ1以上) 設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の
表示を行わなければならない。

(6) (2)から(5)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便
所のうち1以上 (当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあって
は、それぞれ1以上) には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をする
ことができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなけ
ればならない (他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除
く。)。

(7) (2)から(6)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便
所のうち1以上 (当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあって
は、それぞれ1以上) は、次に掲げる構造としなければならない。

	<p>ア 床面には、段差を設けないこと。</p> <p>イ 大便器は、1以上を腰掛式とすること。</p> <p>ウ 腰掛式とした大便器の1以上に手すりを設けること。</p> <p>(8) (2)から(7)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所であって、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。</p> <p>(9) 介助用ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>
9 浴室等	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室(以下「浴室等」という。)を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。</p> <p>(2) 浴室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
10 宿泊施設の客室	<p>(1) 宿泊施設には、車椅子使用者用客室を、当該宿泊施設の客室の全客室数が200室以下の場合は当該客室数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上、当該宿泊施設の客室の全客室数が200室を超える場合は当該客室数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上設けなければならない。</p> <p>(2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 便所は、次に掲げるものであること。</p>

- (ア) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (イ) 次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を設けること。
- i 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
 - ii 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (ウ) 車椅子使用者用便房及び当該便房を設ける便所の出入口は、次に掲げるものであること。
- i 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - ii 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- イ 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該車椅子使用者用浴室を設ける建築物に不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する次に掲げる要件に該当する浴室等を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける場合は、この限りでない。
- (ア) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造であること。
- i 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
 - ii 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (ウ) 出入口は、ア(ウ)に掲げるものであること。
- (3) ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室の部分については、この限りでない。
- ア 一般客室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- イ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上(一般客室の床面積(和室の部分及び同一の客室内に複数の階を設ける場合における当該一般客室の出入口を設ける階の部分以外の部分の床面積を除く。エにおいて同じ。)が15平方メートル未満の場合にあって

	<p>は、70センチメートル以上)とすること。</p> <p>ウ 一般客室内(同一の客室内に複数の階を設ける場合は、当該一般客室の出入口を設ける階の部分に限る。)には、階段又は段を設けないこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。</p> <p>(ア) 同一の客室内に複数の階を設ける場合 当該一般客室の出入口を設ける階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分</p> <p>(イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分</p> <p>(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分</p> <p>エ イの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所を設ける場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、100センチメートル以上(一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上)とすること。</p>
11 観覧席・客席	<p>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしてアに定める数以上のイに定める基準に適合する場所を設けなければならない。</p> <p>ア 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の数は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定めるものとする。</p> <p>(ア) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100以下の場合 2</p> <p>(イ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100を超え、200以下の場合 当該座席の数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p>(ウ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合 当該座席</p>

	<p>の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</p> <p>イ　車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)　幅は、90センチメートル以上とすること。 (イ)　奥行きは、135センチメートル以上とすること。 (ウ)　床は、平らとすること。 (エ)　車椅子使用者のサイトラインに配慮した位置に設けること。 (オ)　同伴者用の座席又はスペースを車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接して設けること。 <p>(2)　車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合には、2か所以上に分散して設けなければならない。</p> <p>(3)　集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。</p>
12 敷地内の通路	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ　段がある部分は、次に掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)　手すりを設けること。 (イ)　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。 (ウ)　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ)　段がある部分の上下端には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。 <p>ウ　傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)　手すりを設けること。 (イ)　その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより

	<p>その存在を容易に識別することができるものとすること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分を設けること。</p> <p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(3) 1の項(1)アに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、同項(1)ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
13 駐車場	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、車椅子使用者が当該駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>ア 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</p> <p>イ アに規定する駐車場及びアに規定する駐車場以外の不特定若しくは多</p>

	<p>数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 当該アに規定する駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。</p> <p>(イ) 当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該アに規定する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この項において同じ。）及び当該アに規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数及び当該アに規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上であること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等(設けないときは、道等。(3)において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。</p>
14 標識	<p>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等が見やすい位置に設けること。</p>

	(2) 表示すべき内容を容易に識別することができること(当該内容が日本産業規格Z8210に定めるものであるときは、これに適合すること。)。
15 案内設備	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。</p>
16 案内設備までの経路	<p>(1) 道等から前の項(2)に規定する設備又は同項(3)の案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用することができる経路(別表第4を除き、以下「視覚障害者移動等円滑化経路等」という。)にしなければならない。ただし、建築物内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路等は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起を設け、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することができるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。 イ 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

	<p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分の上下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(次に掲げる部分を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> i 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ii 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの iii 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等
17 公共的通路	<p>都市計画法又は建築基準法の規定に基づき建築物内及び当該建築物の敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行に供する通路の部分(以下「公共的通路」という。)の1以上は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物の外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、通行に支障がない高さの空間を確保すること。</p> <p>イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。</p> <p>(ウ) 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ) 勾配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(カ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分を設けること。</p>

- ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- エ 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連續性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地を設ける場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。
- オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。
- (ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。
- (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。
- (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
- (オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
- (カ) 跛上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。
- (キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。
- (2) 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物の内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。
- ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。
- イ 通路の面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

- (ア) 手すりを設けること。
- (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。
- (ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。
- (エ) 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。
- (オ) 勾配は、12分の1を超えないこと。
- (カ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
- (キ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
- (ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分を設けること。
- ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- エ 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
- オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。
- (ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。
- (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。
- (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

	<p>(オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(カ) 跛上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>(キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第3 建築物(共同住宅等に限る。)に関する整備基準(都市施設)(第4条関係)

(令4規則38・令7規則97・一部改正)

整備項目	整備基準
1 特定経路等	<p>(1) 共同住宅等においては、道等から各住戸までの経路のうち1以上及び各住戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路(以下この表において「特定経路等」という。)にしなければならない。</p> <p>(2) 共同住宅等に、利用居室等、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第2のうち移動等円滑化経路等に係る規定を準用する。この場合において、当該準用された特定経路等又はその一部については、この表の規定は適用しない。</p> <p>(3) 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>(1) 多数の者が利用する屋外へ通ずる出入口(特定経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の一を除く。)の1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること(イに掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けるものを除く。)。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができます。</p>

	<p>イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、85センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
3 廊下等	<p>(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 階段の上下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、120センチメートル以上とすることができます。この場合においては、50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
4 階段	<p>(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 踊り場を含めて、手すりを設けること。</p> <p>イ 手すりの端部の付近には、階段が通ずる場所を示す点字を表記すること。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。</p> <p>オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>カ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合においては、この限りでない。</p> <p>キ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設</p>

	<p>ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 多数の者が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 跡上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) (2)の規定は、別表第2の6の項(1)に掲げる基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。</p>
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>(1) 多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、階段に代わるものにあっては120センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。</p>
6 エレベーター及び	特定経路等を構成するエレベーター(次の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

	<p>びその乗(1) 籠は、多数の者が利用する階に停止すること。</p> <p>降ロビー(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 籠の内部については、次に掲げるものとすること。ただし、車椅子で利用することができる機種を採用する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p> <p>(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。また、当該エレベーターの付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落を防止するための対策を講ずるものとする。</p> <p>(5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造の制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)を設けること。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り</p> <p>イ 音による案内</p> <p>ウ 点字及びア又はイに類するもの</p> <p>(6) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(7) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(8) その他高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造とすること。</p>
7 特殊な構造又は使用形態のエレベ	<p>特定経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に掲げるものをいう。)は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に定めるものとすること。</p>

	ーターその他の昇降機	(2) 籠の幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。 (3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。
8	便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。</p> <p>（ア） 直接地上へ通ずる出入口がある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p> <p>（イ） 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p> <p>イ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けることとする。</p> <p>ウ 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。</p> <p>(3) (1)の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（アに規定する場合にあっては、アに定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイに規定する場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>ア 当該階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車</p>

椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。) の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とする。

(ア) 便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合 2

(イ) 便所設置階の床面積が4万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に2万分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がない場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(ア) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口がある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

(イ) 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合

(ウ) 次の i 又は ii に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれ i 又は ii に定める場合

i 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、ア(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

ii 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、ア(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

(エ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てた数) (1,000平方メートル未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)に(3)本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(イ(ア)に規定する施設がイ(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。)に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合

ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。

(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(エ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設けなければならない。

(5) (2)から(4)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)は、次に掲げる構造としなければならない。

ア 床面には、段差を設けないこと。

イ 大便器は、1以上を腰掛式とすること。

ウ 腰掛式とした大便器の1以上に手すりを設けること。

	<p>(6) (2)から(5)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所であって、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。</p> <p>(7) 介助用ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>
9 浴室等	<p>(1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。</p> <p>(2) (1)の浴室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
10 敷地内の通路	<p>(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。</p>

	<p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、135センチメートル以上とすること。ただし、敷地等の状況によりやむを得ない場合は、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあっては135センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては8分の1以下、高さが75センチメートル以下のもの又は敷地の状況等によりやむを得ない場合は12分の1以下とすることができる。</p> <p>(ウ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分を設けること。</p> <p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(3) 1の項(1)に定める道等から各住戸までの経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、同項(1)中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。</p>
11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。</p>

- ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)
- イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数
- (2) (1)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。
- ア 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの(以下「多数利用機械式駐車場」という。)であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
- イ 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合
- (ア) 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。
- (イ) 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数(当該多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数)及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数(当該多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数)の合計数が(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める数以上であること。
- ウ 改修を行う場合であって、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合
- (ア) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 次のⅰ又はⅱに掲げる場合の区分に応じ、それぞれⅰ又はⅱに定める数
ⅰ 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数(当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を2以上

	<p>設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この項において同じ。) が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>ii 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</p> <p>(イ) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合 1</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 当該車椅子使用者用駐車施設から多数の者が利用する居室等（以下「多数利用居室等」という。）（設けないときは、道等。(4)において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(4) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から多数利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。</p>
12 標識	<p>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等が見やすい位置に設けること。</p> <p>(2) 表示すべき内容を容易に識別することができること(当該内容が日本産業規格Z8210に定めるものであるときは、これに適合すること。)。</p>
13 案内設備	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措</p>

	<p>置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。</p>
14 案内設備までの経路	<p>(1) 道等から前の項(2)に規定する設備又は同項(3)の案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路等にしなければならない。ただし、建築物内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合については、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路等は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>イ 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分の上下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(次に掲げる部分を除く。)</p> <p>i 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>ii 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>iii 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等</p>
15 公共的通路	<p>公共的通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物の外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅</p>

がある場合には、当該幅以上)とし、通行に支障がない高さの空間を確保すること。

イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

(ア) 手すりを設けること。

(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。

(ウ) 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。

(エ) 勾配は、20分の1を超えないこと。

(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

(カ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

(キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分を設けること。

ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

エ 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地を設ける場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

(ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。

(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。

(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設

すること。

(オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

(カ) 跛上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。

(キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。

(2) 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物の内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。

ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。

イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

(ア) 手すりを設けること。

(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。

(ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。

(エ) 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。

(オ) 勾配は、12分の1を超えないこと。

(カ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

- (キ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
- (ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分を設けること。
- ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- エ 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
- オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。
- (ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。
- (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。
- (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
- (オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
- (カ) 跛上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。
- (キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。

別表第4 建築物(共同住宅等を除く。)に関する遵守基準(特定都市施設)(第4条関係)

(令4規則38・令5規則62・令7規則97・一部改正)

整備項目	遵守基準
1 移動等円滑化経路等	(1) 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上(エに掲げる場合にあっては、その全て)は、移動等円滑化経路等にしなければならない。 ア 建築物に利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路(当

	<p>該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含み、幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口がある階(以下「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けるものを除く。)を設ける場合 利用居室(設けないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路 (当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路 (当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)</p> <p>エ 建築物が公用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公用歩廊を通過し、その他の側の道等までの経路(当該公用歩廊又はその敷地に設ける部分に限る。)</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 幅は、85センチメートル以上とすること((2)に掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けるものを除く。)。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
3 廊下等	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚</p>

	<p>障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 階段の下端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること(主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合又は点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合を除く。)。</p> <p>エ 授乳及びおむつ交換をすることができる場所を1以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近にその旨の表示を行うこと(他に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。)。</p>
4 階段	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 段がある部分に手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上端に近接する踊り場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者</p>

	<p>に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合においては、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 踊り場に手すりを設けること。</p> <p>イ 跡上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) (2)の規定は、6の項(1)に定める基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。</p>
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p>

- (イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- (ウ) 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの
- (エ) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの
- (2) 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。
- ア 幅は、階段に代わるものにあっては140センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。
- イ 勾配は、12分の1を超えないこと。
- ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
- エ 手すりを設けること((1)アの手すりを設ける場合を除く。)。
- オ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
- カ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。
- (3) ホテル又は旅館においては、道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路(以下「宿泊者特定経路」という。)を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。
- ア 勾配が12分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。
- エ 幅は、階段に代わるものにあっては120センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。
- オ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。
- カ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
- キ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

	<p>ク 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させができる平坦な部分を設けること。</p>
6 エレベーター及びその乗降ロビー	<p>(1) 移動等円滑化経路等を構成するエレベーター(次の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けるものを除く。)又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、当該エレベーターを設置する建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>ク 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路等を構成するエレベーターにあっては、アからウまで、オ及びカに定めるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p> <p>ケ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、アからクまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものにおいては、この限りでない。</p> <p>(ア) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p>

	<p>(イ) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 文字等の浮き彫り ii 音による案内 iii 点字及びi又はiiに類するもの <p>(ウ) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(2) 宿泊者特定経路を構成するエレベーター(次の項に規定するものを除く。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 籠は、各一般客室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p>
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	<p>移動等円滑化経路等又は宿泊者特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するものをいう。)は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) エレベーターにあっては、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に定めるものとすること。</p> <p>イ 籠の幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。</p>

	(2) エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。
8 便所	<p>(1) 不特定多数利用便所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 不特定多数利用便所の数は、不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。</p> <p>（ア） 直接地上へ通ずる出入口がある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p> <p>（イ） 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に規定する特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第1号に規定する公立小学校等を除く。）その他これに類する施設でない施設にあっては、多数の者）（以下「不特定多数の者等」という。）が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p> <p>イ 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。</p> <p>ウ 不特定多数利用便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 不特定多数利用便所を設ける場合には、当該不特定多数利用便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。</p> <p>(3) (1)の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該不特定多数利用便所のうち1以上（アに規定する場合にあっては、アに定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車</p>

椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイに規定する場合に該当するときは、この限りでない。

ア 当該階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。

(ア) 便所設置階の床面積が1万平方メートルを超え、4万平方メートル以下の場合 2

(イ) 便所設置階の床面積が4万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に2万分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がない場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(ア) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口がある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

(イ) 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合

(ウ) 次のi又はiiに掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれi又はiiに定める場合

i 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、ア(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

ii 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、ア(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分

に応じ、それぞれア（ア）又は（イ）に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

(エ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に(3)本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イ（ア）に規定する施設がイ（ア）に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。

(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。

(5) (2)から(4)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設け、当該便房及び不特定多数利用便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。

(6) (2)から(5)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用

	<p>便所のうち1以上(当該不特定多数利用便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該不特定多数利用便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない(他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。)。</p> <p>(7) (2)から(6)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所であって、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。</p>
9 洗室等	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する洗室等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。</p> <p>(2) (1)の洗室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 洗槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
10 宿泊施設の客室	<p>(1) 宿泊施設には、客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上設けなければならない。</p> <p>(2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該車椅子使用者用客室を設ける際に不特定かつ多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房を設けるものに限る。)を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を設けること。</p>

- i 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- ii 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(イ) 車椅子使用者用便房及び当該便房を設ける便所の出入口は、次に掲げるものであること。

- i 幅は、80センチメートル以上とすること。

ii 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

イ 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該車椅子使用者用浴室を設ける建築物に不特定かつ多数の者が利用する次に掲げる要件に該当する浴室等を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける場合は、この限りでない。

(ア) 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造であること。

- i 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

ii 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(イ) 出入口は、ア(イ)に掲げるものであること。

(3) 一般客室は、次に掲げるものでなければならない。

ア 宿泊者特定経路を1以上確保すること。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

イ 一般客室(和室の部分を除く。ウからオまでにおいて同じ。)の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

ウ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上(一般客室の床面積(同一の客室内に複数の階を設ける場合における当該一般客室の出入口を設ける階の部分以外の部分の床面積を除く。オにおいて同じ。)が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上)とすること。

エ 一般客室内(同一の客室内に複数の階を設ける場合は、当該一般客室の出入口を設ける階の部分に限る。)には階段又は段を設けないこと。ただし、

	<p>次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。</p> <p>(ア) 同一の客室内に複数の階を設ける場合 当該一般客室の出入口を設ける階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分</p> <p>(イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分</p> <p>(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分</p> <p>オ ウの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所を設ける場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、100センチメートル以上(一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上)とすること。</p> <p>カ 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、ア中「宿泊者特定経路」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。</p> <p>キ 宿泊者特定経路又はその一部が移動等円滑化経路等又はその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路又はその一部については、ア及びカの規定は適用しない。</p>
11 観覧席・客席	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) アに定める数以上のイに定める基準に適合する車椅子使用者用部分を設けなければならない。</p> <p>ア 車椅子使用者用部分の数は、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定めるものとする。</p> <p>(ア) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が400以下の場合 2</p> <p>(イ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席</p>

	<p>の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>イ　車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)　幅は、90センチメートル以上とすること。 (イ)　奥行きは、135センチメートル以上とすること。 (ウ)　床は、平らとすること。 (エ)　車椅子使用者のサイトラインに配慮した位置に設けること。 <p>(2)　集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。</p>
12 敷地内の通路	<p>(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ　段がある部分は、次に掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)　手すりを設けること。 (イ)　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。 (ウ)　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 <p>ウ　傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)　勾配が12分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (イ)　その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。 <p>(2)　移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア　幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ　傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)　幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設

	<p>するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 手すりを設けること。</p> <p>(エ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分を設けること。</p> <p>(3) 1の項(1)アに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、同項(1)ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
13 駐車場	<p>(1) 不特定多数利用駐車場には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。</p> <p>ア 当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>イ 当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</p> <p>(2) (1)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。</p> <p>ア 不特定多数利用駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</p> <p>イ 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合</p> <p>（ア） 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。</p>

(イ) 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める数以上であること。

ウ 改修を行う場合であって、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合

(ア) 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次の i

又は ii に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ i 又は ii に定める数

i 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この項において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

ii 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

(イ) 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 1

(3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

ア 幅は、350センチメートル以上とすること。

イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（設けないときは、道等。（4）において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(4) 不特定多数利用駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。(1) 不特

	定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に車椅子使用者用駐車施設を1以上設ければなければならない。
14 標識	<p>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等が見やすい位置に設けること。</p> <p>(2) 表示すべき内容を容易に識別することができること(当該内容が日本工業規格Z8210に定めるものであるときは、これに適合すること。)。</p>
15 案内設備	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。</p>
16 案内設備までの経路	<p>(1) 道等から前の項(2)に規定する設備又は同項(3)の案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用することができる経路(以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 建築物内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合</p> <p>イ 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車の用に供する施設</p>

	<p>に設けるものである場合</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(次に掲げる部分を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> i 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ii 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの iii 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等
17 公共的 通路	<p>公共的通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物の外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、通行に支障がない高さの空間を確保すること。</p> <p>イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項(1)若しくは7の項(1)に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。</p> <p>(ウ) 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設</p>

するものにあっては90センチメートル以上とすること。

(エ) 勾配は、20分の1を超えないこと。

(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

(カ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

(キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分を設けること。

ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

エ 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地を設ける場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

(ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。

(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。

(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

(オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

(カ) 跛上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。

(キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。

(2) 屋内貫通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物の内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。

- ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。
- イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項(1)若しくは7の項(1)に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (ア) 手すりを設けること。
- (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。
- (ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。
- (エ) 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。
- (オ) 勾配は、12分の1を超えないこと。
- (カ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
- (キ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
- (ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分を設けること。
- ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- エ 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
- オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。
- (ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。
- (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大き

	<p>いことにより段を容易に識別することができるものとすること。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(カ) 跛上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>(キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第5 建築物(共同住宅等に限る。)に関する遵守基準(特定都市施設)(第4条関係)

(令4規則38・令7規則97・一部改正)

整備項目	遵守基準
1 特定経路	<p>(1) 共同住宅等においては、道等から各住戸(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける共同住宅等にあっては、地上階に設けるものに限る。以下同じ。)までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用ができる経路(以下「特定経路」という。)にしなければならない。</p> <p>(2) 共同住宅等に、多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第4のうち移動等円滑化経路等に係る規定を準用する。この場合において、当該準用された特定経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。</p> <p>(3) 特定経路上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易</p>

	に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
3 廊下等	<p>(1) 多数の者が利用する廊下等の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 特定経路を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
4 階段	<p>(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 段がある部分に手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 多数の者が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 蹴り場に手すりを設けること。</p> <p>イ 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) (2)の規定は、別表第4の6の項(1)に掲げる基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。</p>

5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>(1) 多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。</p> <p>(2) 特定経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、階段に代わるものにあっては120センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。</p>
6 エレベーター及びその乗降ロビー	<p>特定経路を構成するエレベーター(次の項に規定するものを除く。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 籠は、各住戸、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>(5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(6) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(7) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p>

7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	<p>特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するものをいう。)は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) エレベーターにあっては、次に掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に定めるものとすること。 イ 籠の幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。 ウ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。 <p>(2) エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。</p>
8 便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階(次に掲げる階を除く。)の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。 (ア) 直接地上へ通ずる出入口がある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの (イ) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階、その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 イ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けることとする。 ウ 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 <p>(2) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設けなければならない。</p> <p>(3) (1)の規定により多数の者が利用する便所を設ける階(以下この項において「便所設置階」という。)においては、当該便所のうち1以上(アに規定する場合にあっては、アに定める数以上)に、車椅子使用者用便房を1以上(当該</p>

車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上) 設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイに規定する場合に該当するときは、この限りでない。

ア 当該階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とする。

(ア) 便所設置階の床面積が1万平方メートルを超え、4万平方メートル以下の場合 2

(イ) 便所設置階の床面積が4万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に2万分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がない場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(ア) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口がある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

(イ) 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合

(ウ) 次のi又はiiに掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれi又はiiに定める場合

i 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、ア(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

ii 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多

数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、ア（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア（ア）又は（イ）に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

(エ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)(1,000平方メートル未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)に(3)本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(イ(ア)に規定する施設がイ(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。)に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合

ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。

(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設けなければならない。

(5) (2)から(4)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所であって、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。

9 洗面所等	<p>(1) 多数の者が利用する洗面所等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。</p> <p>(2) (1)の洗面所等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 洗面槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ウ 出入口は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
10 敷地内の通路	<p>(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 勾配が12分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。 <p>(2) 特定経路を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容

	<p>易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあっては120センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分を設けること。</p> <p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(3) 1の項(1)に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、同項(1)中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。</p>
11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。</p> <p>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数</p> <p>(2) (1)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。</p> <p>ア 多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</p> <p>イ 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が</p>

利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合

- (ア) 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。
- (イ) 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める数以上であること。
- ウ 改修を行う場合であって、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合
- (ア) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 次の i 又は ii に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ i 又は ii に定める数
i 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この項において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
ii 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数
- (イ) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合 1
(3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
ア 幅は、350センチメートル以上とすること。
イ 当該車椅子使用者用駐車施設から多数利用居室等（設けないときは、道等。（4）において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

	(4) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から多数利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならぬ。
12 標識	<p>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等が見やすい位置に設けること。</p> <p>(2) 表示すべき内容を容易に識別することができる(当該内容が日本産業規格Z8210に定めるものであるときは、これに適合すること。)。</p>
13 案内設備	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。</p>
14 公共的通路	<p>公共的通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物の外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、通行に支障がない高さの空間を確保すること。</p> <p>イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその</p>

他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

(ア) 手すりを設けること。

(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。

(ウ) 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。

(エ) 勾配は、20分の1を超えないこと。

(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

(カ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

(キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分を設けること。

ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

エ 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

(ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。

(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。

(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。

(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

(オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

(カ) 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。

(キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。

(2) 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物の内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。

ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。

イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

(ア) 手すりを設けること。

(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。

(ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。

(エ) 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。

(オ) 勾配は、12分の1を超えないこと。

(カ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

(キ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

(ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分を設けること。

	<p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(カ) 跛上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>(キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第6 小規模建築物に関する遵守基準(特定都市施設)(第4条関係)

整備項目	遵守基準
1 出入口	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口(直接地上へ通ずる出入口、利用居室の出入口並びに便所及び便房(次の項に掲げるものに限る。)の出入口に限る。)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けざるを得ない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することが可能であるときは、この限りでない。</p>

	(3) 直接地上へ通ずる出入口と利用居室の出入口とを結んで通行することができる経路を確保すること(上下階の移動に係る部分を除く。)。
2 便所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者が利用することができる次に掲げる構造の便房を1以上設けること。</p> <p>(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 車椅子使用者が利用することができるような空間であること。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる出入口と当該便房の出入口とを結んで通行することができる経路を確保すること(上下階の移動に係る部分を除く。)。</p>
3 敷地内の通路	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路(道等から1の項に定める基準を満たした直接地上へ通ずる出入口までのものに限る。)は、1以上を次に掲げるものとしなければならない。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合</p> <p>イ 敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けざるを得ない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することが可能である場合</p>

別表第7 道路に関する整備基準等(第4条関係)

(令5規則62・全改)

整備項目	整備基準等
1 歩道	<p>(1) 歩車道の分離</p> <p>ア 歩道と車道とは、原則として分離し、歩行者の安全を確保すること。</p> <p>イ 歩車道を分離する方法として、セミフラット形式を原則とすること。</p> <p>ウ 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、15センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 歩道の有効幅員及び勾配</p> <p>ア 歩道の有効幅員は、原則として2メートル以上とし、歩行者が安心して通行することができる歩行空間を連続して確保すること。</p> <p>イ 歩道の縦断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、地形の状況その</p>

	<p>他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 歩道(車乗り入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(3) 歩道の舗装</p> <p>歩道の舗装は、歩行者の安全性及び快適性を確保するため、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p>
2 歩道と車道との段差	<p>(1) 単路部</p> <p>ア 歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>イ すりつけ勾配は、5パーセント以下(沿道の状況等によりやむを得ない場合にあっては、8パーセント以下)とし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させること。</p> <p>(2) 交差点部</p> <p>交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水等を考慮した上で、高齢者、障害者等が円滑に通行することができるよう構造とすること。</p> <p>(3) 細街路等との交差部</p> <p>自動車の交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道の面が連続して平たんとなるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路等の路面と歩道の面とに段差を設けること。</p>
3 車乗り入れ部	<p>(1) 歩道における車乗り入れ部は、歩行者の安全性及び快適性を考慮し、歩道の面が連続して平たんとなるような構造とすること。</p> <p>(2) 車乗り入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。</p> <p>(3) 車乗り入れ部のすりつけ勾配は、15パーセント以下(特殊縁石を用いる場合にあっては、10パーセント以下)とすること。</p>
4 横断歩道	<p>(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。</p> <p>(2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。</p>

5 視覚障害者誘導用ブロック	(1) 視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる。この場合においては、輝度比を確保することができる措置を講ずること。
6 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。
7 ベンチ等	高齢者、障害者等が歩行中に休憩や交流をすることができるような施設として、必要に応じ、ベンチ等を設けること。
8 案内・標示	(1) 道路の要所には、必要に応じ、公共施設、病院等への案内標識を整備すること。 (2) 標示は、大きめで分かりやすい文字、記号等により表記すること。
9 駐車場 (道路の附属物であるものに限る。)	駐車場の整備に当たっては、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な配慮をするとともに、障害者のための駐車スペースを1以上設けること。

別表第8 公園に関する整備基準等(第4条関係)

(令4規則38・一部改正)

整備項目	整備基準等
1 出入口	<p>外部の道路等と接する出入口の構造は、次に掲げるとおりとする。ただし、地形上又は構造上、次の項に定める構造の園路に接続し難い出入口については、この限りでない。この場合においては、整備基準に適合する出入口の位置を明示する案内板を設けること。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とができる。</p> <p>(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。</p> <p>(3) 出入口から水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限</p>

	<p>りでない。</p> <p>(4) 路面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 警告用の点状ブロック、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。また、直接車道と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。</p>
2 園路	<p>高齢者、障害者等が円滑に主要な施設を利用することができる園路を、次に掲げる構造により1以上設けること。当該園路は、前の項に定める出入口及び9の項に定める駐車場に接続するものとする。また、敷地の境界から当該出入口に至る経路も同様とする。</p> <p>(1) 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び50メートル以内ごとに、車椅子を転回することができる場所を確保した上で、幅120センチメートル以上とすることができます。</p> <p>(2) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。</p> <p>(3) 3パーセントから4パーセントまでの縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>(4) 段差を設けないこと。</p> <p>(5) やむを得ず段差を設ける場合は、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(6) 縁石、街きよ等により段差が生じる場合は、5パーセント以下(構造上等やむを得ない場合は、8パーセント以下)の勾配ですりつけること。やむを得ず段差が残る場合は、その段差を2センチメートル以下とすること。</p> <p>(7) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、排水等により特別の理由がある場合は、2パーセント以下とすることができます。</p> <p>(8) 園路に附帯する観覧場所及び休憩場所には、車椅子が安定して停止することができる水平な部分を適宜設けること。</p> <p>(9) 路面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(10) 視覚障害者誘導用ブロックを園路の要所に敷設すること。</p>
3 階段	階段(その踊り場を含む。)の構造は、次に掲げるとおりとする。

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 回り段を用いないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (2) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (3) 始終点及び高さ300センチメートル以内ごとに、長さが150センチメートル以上の水平な部分を設けること。 (4) 手すりを両側に連続して設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (5) 手すりの端部の付近に、階段が通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 (6) 表面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (7) 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 (8) 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (9) 前の項に定める園路に設ける場合は、次の項に定める構造の傾斜路を併設すること。ただし、エレベーター等の設置により、これに代えることができる。 (10) 階段の始終端部に近接する路面には、警告用の点状ブロックを敷設すること。
4 傾斜路	<p>傾斜路(階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の構造は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができます。 (2) 縦断勾配は、原則として5パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、8パーセント以下とすることができます。 (3) 始終点及び高さ75センチメートル以内ごとに、長さが150センチメートル以上の水平な部分を設けること。 (4) 手すりを両側に連続して設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (5) 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。

	(6) 路面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (7) 横断勾配を設けないこと。
5 転落防止等	高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
6 休憩所	<p>不特定かつ多数の者が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上を次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅は、80センチメートル以上とすることができます。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(3) やむを得ず段差を設ける場合には、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 休憩所は、車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p>
7 野外劇場・野外音楽堂	<p>不特定かつ多数の者が利用する野外劇場・野外音楽堂を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができます。</p> <p>(2) 出入口及び通路に段差を設けないこと。</p> <p>(3) やむを得ず段差を設ける場合には、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動することができる広さを確保すること。</p> <p>(5) 通路の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近などの広さを車椅子の転回に支障がないものとした上で、幅80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(6) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。</p> <p>(7) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができます。</p>

	<p>る。</p> <p>(8) 平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(9) 高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(10) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、10の項に規定する整備基準を準用すること。</p> <p>(11) 計画収容者数が200以下の場合は、計画収容者数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上を、計画収容者数が200を超える場合は、計画収容者数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上を車椅子使用者用観覧スペース等として設けること。</p> <p>(12) (11)の車椅子使用者用観覧スペース等の構造は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段差を設けないこと。</p> <p>ウ 車椅子使用者が転落するおそれがある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>エ 出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトラインに配慮した位置に設けること。</p>
8 公園内建築物・屋内設備	便所及び休憩所以外の公園内の管理事務所等の建築物並びに屋内設備については、別表第2に規定する整備基準及び別表第4に規定する遵守基準を準用する。また、当該建築物内に便所を設ける場合は、10の項に規定する整備基準を準用すること。
9 駐車場	不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上を、当該駐車場の全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上を、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、次に掲げる構造

	<p>により設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)のための駐車場については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。 (2) 2の項に定める構造の園路に接続しやすい位置に設けること。 (3) 障害者のための駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。
10 便所	<p>(1) 便所を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができます。 イ 出入口に至る通路に段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、次に掲げる傾斜路を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は12パーセント以下、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は8パーセント以下とすることができます。 ウ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 エ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。 <p>(2) 便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用便房を有する便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けることとし、次に掲げる構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 ウ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 エ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 オ 車椅子使用者用便房を設ける便所及び車椅子使用者用便房には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 <p>(3) 複数の便房を設ける場合は、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があ</p>

	<p>るときは、それぞれ1以上)を次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 大便器は、1以上を腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p>イ 大便器の便房の戸には、腰掛式の便器である旨を表示すること。</p> <p>(4) 小便器を設ける場合は、そのうち1以上を次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 手すり及び光感知式の自動洗浄装置を備えること。</p> <p>イ 受け口の高さは、35センチメートル以下とすること。</p> <p>(5) 介助用ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>
11 水飲み・手洗い場	<p>水飲み・手洗場の構造は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 飲み口は、上向きとすること。</p> <p>(2) 飲み口までの高さは、70センチメートルから80センチメートルまでとし、下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上のスペースを確保すること。</p> <p>(3) 車椅子が接近し、及び方向を転換することができるよう、水飲み・手洗場を使用する側の方向に150センチメートル以上かつ幅150センチメートル以上の水平な部分を設けること。</p>
12 案内・標示	<p>高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設の配置及び経路を表示した案内板、標識等を設ける場合は、そのうち1以上は次に掲げる構造とし、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる園路及び広場の出入口の付近に設けること。</p> <p>(1) 園内の要所に必要に応じて案内板、説明板及び標識を設けること。</p> <p>(2) 標記の内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とし、分かりやすい位置に、車椅子使用者にも見やすい高さに設けること。</p> <p>(3) 案内板には、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示すること。</p> <p>(4) 案内板等は、通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設けること。ただし、やむを得ず突出する場合は、案内板等の下端の位置が地上250センチメートル以上になるよう設けること。</p> <p>(5) 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による標示を併用すること。</p>
13 ベンチ	ベンチは、高齢者、障害者等の休憩、観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設けること。

14 野外卓	野外卓の構造は、次に掲げるとおりとする。 (1) 車椅子使用者が使用することができるよう150センチメートル以上の水平な部分を設けること。 (2) 卓の下部に、高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上のスペースを設けること。
15 排水溝 及びます	園路の動線上及び広場に設ける開きよの排水溝並びに集水ますには、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の蓋を園路と段差が生じないように設けること。

別表第9 公共交通施設に関する整備基準等(第4条関係)

(令3規則22・令4規則38・令5規則62・一部改正)

1 公共交通施設

整備項目	整備基準等
1 移動等円滑化経路	(1) 駅舎等の出入口から通路、改札口等を経て車両等の乗降口に至る経路において、高齢者、障害者等の移動に際して段差、狭小な出入口等がなく、かつ、安全に連続して通行することができる経路(以下この表において「移動等円滑化経路」という。)を1以上確保すること。 (2) 公公用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。 (3) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路(以下「乗継ぎ経路」という。)のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。 (4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。 (5) 線路、水路等を挟んだ各側に公用通路に直接通ずる出入口を設ける鉄道駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号)第18条の2ただし書の規定により、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく

	阻害しないと関東運輸局長が認める場合は、この限りでない。
2 出入口	<p>(1) 駅舎等の出入口には、段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。また、地形上又は構造上段差を設けないことが困難な駅舎等の場合であっても、1以上の出入口について段差を設けないこと。</p> <p>(2) 床の表面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85センチメートル以上とすること。</p>
3 駐車場	駐車場を設ける場合の位置、構造等については、別表第2に規定する整備基準及び別表第4に規定する遵守基準を準用する。
4 コンコース・通路・ホール等	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等においては、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造として、120センチメートル以上とすることができます。</p> <p>イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>ウ 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。ただし、やむを得ず突き出る場合は、面をとるなどの安全な措置をとること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>(2) 床の表面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p>
5 出札・案内所等	<p>(1) 出札・案内所等のカウンターは、蹴込みを設けるなど車椅子使用者の利用に支障がない構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 出札・案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(3) 案内所等(勤務する者を置かないものを除く。)には、筆談用具等を準備し、当該筆談用具等がある旨の表示を行うこと。</p>
6 階段	(1) 主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (3) 高さが概ね300センチメートル以内ごとに、踊り場を設けること。 (4) 手すりの端部の付近には、階段が通ずる場所を示す点字を表記すること。 (5) 表面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (6) 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造とすること。 (7) 階段下等において、十分な高さを確保することができないような空間等を設けないこと。ただし、やむを得ず当該空間等が生じる場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。 (8) 階段の両側には、立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (9) 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。
7 傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> (1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路においては、次に掲げる構造とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、段を併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。 イ 勾配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は8分の1以下、屋外において傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は12分の1以下とすることができます。 ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに長さが150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 折り返しの部分には踊り場を設け、他の通路と出会う部分には水平な部分を設けること。 (2) 傾斜路の両側には、35センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (3) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (4) 傾斜路の勾配の部分は、その接続する通路と容易に識別することができるものとすること。
8 エレベ	移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置

ーター	<p>に、次に掲げる基準に適合するエレベーターを設置し、高齢者、障害者等の円滑な垂直移動を確保すること。ただし、駅舎等に隣接する他の施設により移動円滑化された経路を利用することができる場合又は地形上若しくは管理上エレベーターを設置することが著しく困難な場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。 (2) 籠の容量は、11人乗り以上とし、エレベーターの台数並びに籠の内り幅及び内り奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 既設の駅舎等で構造上困難な場合 イ 籠の内部で車椅子を転回することなく円滑に乗降することができる機種を採用する場合 (3) 籠内及び乗降ロビーに設ける設備は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造とすること。 (4) 乗降ロビーは、車椅子が転回することができる構造とすること。 (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備を設けることにより、籠外にいる者と籠内にいる者とが互いに視覚的に確認することができる構造であること。
9 エスカレーター	<p>エスカレーターを設置する場合は、次に掲げる構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 踏面及び床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。 (2) 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設けること。 (3) くし板は、できるだけ薄くし、ステップの部分と区別することができるよう、原則として黄色による縁取りを行うこと。 (4) 前の項に定める構造のエレベーターの設置が困難な駅に設置するエスカレーターは、車椅子対応型のエスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。 (5) 踏み段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別するものとすること。 (6) 進入することが可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行

	<p>き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。</p> <p>(7) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p>
10 一般用の便所	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 便所への案内及び誘導並びに男女別の表示等を分かりやすく表示すること。</p> <p>(2) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(3) 床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 大便器は、1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)を腰掛式とすること。</p> <p>(5) 腰掛式とした大便器及び小便器の1以上に、それぞれ手すりを設けること。</p> <p>(6) 小便器を設ける場合は、1以上を床置式又は壁掛式(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>(7) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、次の項各号に掲げる構造の車椅子使用者用便房(以下この項において「車椅子使用者用便房」という。)に設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(8) ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(9) ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(10) (7)から(9)までの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>
11 車椅子使用者用	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用便房を有する便所を1以上(男子用及び女子用の区別があると

便房	<p>きは、それぞれ1以上)設けることとし、当該便所は、前の項に定めるものほか、次に掲げる構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 (2) 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。 (3) 出入口には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。 (4) 出入口には、当該車椅子使用者用便所の設備及び機能を表示すること。 (5) 車椅子使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。 (6) 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。 (7) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。 (8) 介助用ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
12 旅客待合所	<p>旅客待合所を設ける場合は、次に掲げる構造及び設備とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 (2) 旅客待合所への主要な通路の幅は、140センチメートル以上とすること。 ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができます。 (3) 床面には、段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。 (4) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。 (5) 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。ただし、やむを得ず突き出る場合は、面を取るなどの安全な措置をとること。 (6) 高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。
13 戸	<p>案内所、旅客待合所その他不特定かつ多数の者が利用する部分に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 幅は、85センチメートル以上とすること。 (2) 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。 (3) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
14 案内板	(1) 駅舎等の出入口の付近その他の適切な場所には、移動等円滑化のための主

等	<p>要な設備等の配置を表示した案内板等の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) (1)に規定する案内板等は、高齢者、障害者等に配慮して明確で分かりやすい表示とすること。</p> <p>(3) 移動等円滑化のための主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(4) (3)に規定する標識は、日本産業規格Z8210に適合するものであること。</p> <p>(5) 車両等の運行(運航を含む。)に関する情報について、文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。</p>
15 視覚障害者誘導案内用設備	旅客施設の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口の付近その他適切な場所に設けること。ただし、駅舎等構内の施設の配置が単純な場合は、この限りでない。
16 視覚障害者誘導用ブロック	<p>(1) 通路等であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備を設ける場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、触知案内図、便所の出入口及び乗車券の販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)ただし書の経路については、この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの始終端部に近接する通路の床並びにエレベーターの乗降ロビーの操作盤、触知案内図、便所の出入口及び乗車券の販売所の前には、点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(4) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達することができるよう配慮すること。</p> <p>(5) 色彩は、周辺の床材の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用いること。ただし、黄色により十分な対比</p>

	<p>効果が得られない場合は、他の色を用いることができる。</p> <p>(6) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。</p> <p>(7) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性及び耐磨耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。</p>
17 手すり	<p>(1) 一般の旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して手すりを設けること。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 便所、エレベーター等に設ける移乗等の動作を補助するための手すりは、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したものとすること。</p> <p>(3) 取付けの高さは、一段手すりの場合は、床面から80センチメートル程度、二段手すりの場合は、下段が65センチメートル程度、上段が85センチメートル程度とすること。</p> <p>(4) 手すりの形状については、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとすること。</p> <p>(5) 材質は、その取付けの場所に配慮したものとすること。</p>
18 券売機	<p>(1) 1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとすること。</p> <p>(2) 運賃等を点字で表示すること。ただし、機種により表示が困難な場合は、1以上を視覚障害者が支障なく利用することができる機種とすること。</p>
19 休憩設備(ベンチ等)	<p>(1) ベンチ等その他の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。</p> <p>(2) (1)に規定する設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。</p>

2 鉄軌道駅

整備項目	整備基準等
1 改札口	<p>(1) 改札口通路のうち1以上は、幅90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 出札口(券売機を含む。)から改札口に至る経路及び改札口通路の1以上には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。</p> <p>(3) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機への進入の可否をわかりやすく表示すること。</p>
2 乗降場	(1) 床面の水勾配は、100分の1程度とし、濡れても滑りにくい仕上げとすること。

(プラットホーム)	<p>と。ただし、階段、エスカレーター等へのすりつけ部における水勾配は、この限りでない。</p> <p>(2) 乗降場の縁端及び両端には、車両が停止する部分にホーム縁端警告ブロック又は点状ブロック(以下「ホーム縁端警告ブロック等」という。)を連続して敷設すること。ただし、ホームドア又はホームゲート等を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 乗降場の線路側以外の端部には、転落を防止するための柵等を設けること。</p> <p>(4) 乗降場のホームの先端のノンスリップタイルは、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれがない範囲において、乗降場と車両との隙間及び段差は、可能な限り小さくすること。</p> <p>(6) 発着する全ての鉄道車両の旅客用の乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドア又はホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、この限りでない。この場合においては、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(7) (6)に規定する乗降場以外の乗降場にあっては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(8) 列車の接近について、文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>(10) 車椅子スペースに通ずる旅客用の乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用の乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 バスターミナル

整備項目	整備基準等
------	-------

バスター・ミナル	(1) 乗降場の床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (2) 乗降場の縁端のうち、バス車両用の場所に接する部分には、柵、点状プロックその他の視覚障害者のバス車両用の場所への進入を防止するための設備を設けること。 (3) 乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のものであること。
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第10 路外駐車場に関する整備基準等(第4条関係)

整備項目	整備基準等
1 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設	(1) 路外駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」という。)を1以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。 (2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示を行うとともに、当該路外駐車場車椅子使用者用駐車施設への経路について誘導標示を行うこと。 ウ 次の項(2)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
2 路外駐車場移動等円滑化経路	(1) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。 (2) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 ア 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 イ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。 ウ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けるこ

	<p>と。</p> <p>エ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあっては120センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(エ) 手すりを設けること。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第11(第17条関係)

(令4規則38・一部改正)

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
小規模建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに移動等円滑化経路等及び特定経路
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置及び寸法並びに移動等円滑化経路等及び特定経路
	2面以上の断面図	縮尺及び床の高さ
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	計画平面図	縮尺、方位、道路の境界線、歩道と車道の高低、幅員及び勾配、歩道の舗装、横断歩道並びに道路の附属物
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、主要な出入口及び園路、土地の高低並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
公共交通施	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物

設	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別、敷地内における改札口、乗降場、通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り並びに乗降場、通路、階段、昇降機、車椅子使用者用便房その他の主要部分の位置及び寸法
路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における出入口、通路、主要な施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
共通	その他区長が必要と認める図書	